家庭的保育事業等

指導検査基準(平成30年4月1日適用)

指導検査基準中の「評価区分」

評価区分	指導形態	
С	文書指摘	福祉関係法令及び福祉関係通達等に違反する場合(軽微な違反の場合を除く。)は、原則として、「文書指摘」とする。ただし、改善中の場合、特別な事情により改善が遅延している場合等は、「口頭指導」とすることができる。
В	口頭指導	福祉関係法令以外の関係法令又はその他の通達等に違反する場合は、原則として、「ロ頭指導」とする。ただし、管理運営上支障が大きいと認められる場合又は正当な理由なく改善を怠っている場合は、「文書指摘」とする。なお、福祉関係法令及び福祉関係通達等に違反する場合であっても、軽微な違反の場合に限り、「ロ頭指導」とすることができる。
A	助言指導	法令及び通達等のいずれにも適合する場合は、水準向上のための「助言指導」を行う。

会計経理編

[凡例]以下の関係通知等を略称して次のように表記する。

	関	係	通	知		略	称
1	八王子市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例					市認可条例	
2	八王子市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例					市確認	忍条例
3	平成26年12月12日付雇児発1212第6号「家庭的保育事業等の認可等について」				雇児発1212第6号通知		

目 次

1 会計の区分・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
2 帳簿の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
3 社会福祉法人及び学校法人以外の者の経理処理・・・・・	1
(1) 経理処理等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
(2) その他・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
4 利用者負担額等の受領・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
(1) 利用者負担額・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
(2) 上乗せ徴収・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
(3) 実費徴収・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
(4) 領収証の交付・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
(5) 書面説明及び同意・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
(6) その他・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	:

項目	基本的考え方	観点	関係法令等	評価事項	評価
1 会計の区分	特定地域型保育事業者(以下、「家庭的保育事業者等」という。)の拠点区分は、原則として予算管理の単位とし、一体として運営される施設、事業所又は事務所をもって1つの拠点区分とする。具体的な区分については、法令上の事業種別、事業内容及び実施する事業の会計管理の実態を勘案して区分を設定するものとする。	1 拠点区分は、法令上の事業種別、事業 内容及び実施する事業の会計管理の実 態を勘案して設定されているか。	1 市確認条例第51条【準用】 (市確認条例第34条)	1 拠点区分が、法令上の事業種別、事業 内容及び実施する事業の会計管理の実 態を勘案して設定されていない。	С
2 帳簿の整備	家庭的保育事業者等には、職員、財産、収支及び利用乳幼児の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備しておかなければならない。 会計においては、雇児発1212第6号において認可条件とされている会計書類以外にも、必要に応じて帳簿を整備すること。 (例)・現金出納帳 ・実費徴収簿 ・領収証等綴り簿 ・総勘定元帳 など	1 収支の状況を明らかにする帳簿を整備しているか。	1 市認可条例第19条 市確認条例第50条	 収支の状況を明らかにする帳簿を整備していない。 収支の状況を明らかにする帳簿が、一部未整備である。 収支の状況を明らかにする帳簿の内容が不十分である。 	C B
3 社会福祉法人及び学校法人 以外の者の経理処理 (1)経理処理等	社会福祉法人及び学校法人(以下「社会福祉法人等」という。)以外の者による家庭的保育事業者等の経理処理については、雇児発1212第6号通知に基づく市の認可条件及び自ら制定した諸規程に従って、経理処理を行う必要がある。	1 市の認可条件及び自らが制定した諸規程に従って会計処理が行われているか。 2 収支計算書又は損益計算書に、家庭的保育事業等を経営する事業に係る区分を設けているか。	1 雇児発1212第6号 2 雇児発1212第6号通知第1 の3(4)イ	1 市の認可条件及び自らが制定した諸規程に従って会計処理が行われていない。 1 会計処理が一部不適正である。 2 収支計算書又は損益計算書に、家庭的保育事業等を経営する事業に係る区分を設けていない。	C B C

項目	基本的考え方	観点	関係法令等	評価事項	評価
		3 企業会計の基準による会計処理を行っている者は、上記2に定める区分ごとに、企業会計の基準による貸借対照表(流動資産及び流動負債のみを記載)、雇児発1212第6号通知別紙1借入金明細書及び別紙2基本財産及びその他の固定資産(有形固定資産)明細書を作成しているか。	3 雇児発1212第6号通知第1 の3(4)ゥ	3 必要書類を作成していない。3 必要書類に一部不備がある。	C B
		4 毎会計年度終了後3か月以内に、次に 掲げる書類に、現況報告書を添付して、 市に提出しているか。 (1)前会計年度末における貸借対照表、 前会計年度の収支計算書又は損益計算 書など、市が必要と認める書類 (2)企業会計の基準による会計処理を 行っている者は、家庭的保育事業等を経 営する事業に係る前会計年度末における 企業会計の基準による貸借対照表(流動 資産及び流動負債のみを記載)、雇児発 1212第6号通知別紙1借入金明細書及び 別紙2基本財産及びその他の固定資産 (有形固定資産)明細書	4 雇児発1212第6号通知第1 の3(4)エ	4 必要書類を提出していない。 4 必要書類に一部不備がある。	В
(2)その他	前述の社会福祉法人等以外の者の経理処理に関する考え 方を踏まえて確認のうえ、指導する。	1 その他、社会福祉法人等以外の者の 経理処理に関することで不適正な事項は ないか。		1 その他、社会福祉法人等以外の者の 経理処理に関して不適正がある。 (1) 重大な問題がある。 (2) 問題がある。	C B
4 利用者負担額等の受領 (1)利用者負担額	家庭的保育事業者等は、特定地域型保育を提供した際は、 支給認定保護者から当該特定地域型保育に係る利用者負担額 (保育料)の支払を受けるものとする。	1 支給認定保護者から利用者負担額(保育料)の支払を受けているか。	1 市確認条例第44条	1 利用者負担額(保育料)の支払を受け ていない。	С
(2)上乗せ徴収	家庭的保育事業者等は、特定地域型保育を提供するにあたって、当該特定地域型保育の質の向上を図るうえで特に必要であると認められる対価について、当該特定地域型保育と要する費用として見込まれるものの額と特定地域型保育費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定する額の支払を、支給認定保護者から受けることができる。	1 特に必要であると認められる対価の支払いについて、定められた範囲内で設定されているか。	1 市確認条例第44条	1 特に必要と認められる対価の支払いについて、定められた範囲内で設定されていない。	С

項目	基本的考え方	観点	関係法令等	評価事項	評価
(3)実費徴収	家庭的保育事業者等は、特定地域型保育において便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を、支給認定保護者から受けることができる。 ① 日用品、文房具その他の特定地域型保育に必要な物品 ② 特定地域型保育に係る行事への参加に要する費用 ③ 特定地域型保育事業所に通う際に提供される便宜に要する費用 ④ ①から③に掲げるもののほか、特定地域型保育において提供される便宜に要する費用のうち、特定地域型保育事業の利用において通常必要とされるものに係る費用であって、支給認定保護者に負担させることが適当と認められるもの	1 便宜に要する費用について、該当しない費用の支払を受けていないか。	1 市確認条例第44条	1 便宜に要する費用について、①から④ 以外の費用の額の支払を、支給認定保 護者から受けている。	С
(4)領収証の交付	家庭的保育事業者等は、(1)から(3)の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った支給認定保護者に対し交付しなければならない。	1 当該費用に係る領収証を支給認定保 護者に対し交付しているか。	1 市確認条例第44条	1 当該費用に係る領収証を支給認定保 護者に対し交付していない。	С
				2 領収証の内容に不備がある。	В
				3 領収証の交付が不十分である。	В
(5)書面説明及び同意	家庭的保育事業者等は、(2)及び(3)の金銭の支払を求める際は、あらかじめ、当該金銭の使途及び額並びに支給認定保護者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、支給認定保護者に対して説明を行い、文書による同意を得なければならない。ただし、(3)の規定による金銭の支払に係る同意については、文書によることを要しない。	1 書面を提示し説明を行い、同意を得ているか。	1 市確認条例第44条	1 (2)を実施している場合、あらかじめ書面によって明らかにするとともに、支給認定保護者に対して説明を行い、文書による同意を得ていない。	С
				1 (3)を実施している場合、あらかじめ書面によって明らかにするとともに、支給認定保護者に対して説明を行い、同意を得ていない。	С
				1 支給認定保護者への説明等が不十分である。	В
(6)その他		1 その他、利用者負担額等の受領に関し て不適正な事項はないか。		1 その他、利用者負担額等の受領に関して不適正がある。 (1) 重大な問題がある。 (2) 問題がある。	C B